

四国工業研究会会則

第1章 総則

第1条 本会は四国工業研究会と称する。

第2条 本会は本会の趣旨に賛同の機関、団体及び個人をもって組織する。

第3条 本会は国立研究開発法人産業技術総合研究所四国センターの研究業務の充実、研究成果の普及をはかり、もって工業技術の振興と産業の発展に資することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ・会員間の技術に関する相互援助
- ・講演会、講習会、研究会等の開催
- ・各種文献、資料等の調査および配布
- ・その他本会の目的達成に必要な事項

第5条 本会の事務局を国立研究開発法人産業技術総合研究所四国センターに置く。

第2章 役員

第6条 本会に下記の役員を置く。

- ・会長 1名
- ・副会長 若干名
- ・理事 若干名

第7条 理事は理事会においてこれを選出し、総会において選任する。

2. 会長、副会長は理事会において互選する。

第8条 役員の任期は3カ年とし、その再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合は、会長が理事会の決議を経てこれを充員することができる。充員された役員の任期は前任者の残りの期間とする。

第9条 会長は本会を代表し、会務を総理し、一切の会議を招集し、その議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、これを代理する。

3. 理事は理事会を組織し会務を処理する。

第10条 本会は、会長の推薦により、理事会の承認を得て、顧問を置くことができる。

第3章 会議

第11条 会議は理事会及び総会とする。

第12条 理事会は、国立研究開発法人産業技術総合研究所四国センターで開催するものとする。

2. 災害等により、国立研究開発法人産業技術総合研究所四国センターでの開催が困難と会長が判断した場合においては、書面での開催をすることができる。

第13条 総会は、毎年1回書面にて開催するものとする。但し、会長が必要と判断した場合においては、会員を招集し、開催するものとする。

2. 理事会において必要と認めた場合、もしくは会員総数の3分の1以上の請求により臨時総会を開く。

第4章 議決

第 14 条 理事会は役員総数の過半数の出席をもって成立し、議事は出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 書面開催とした場合の議事は役員総数の過半数をもって成立し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 15 条 総会は会員総数の過半数の書面回答によって成立し、議事は書面回答の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2. 第 13 条第 1 項により総会を招集した場合は、会員総数の過半数をもって成立し、議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 16 条 毎事業年度の事業報告並びに事業計画は、会長が理事会の議を経て総会に提出し承認を得なければならない。

第 5 章 研究会等

第 17 条 本会に第 4 条の事業遂行のため研究会等を置くことができる。

第 6 章 会則

第 18 条 この会則を変更する場合は理事会の承認を得て総会の議決を得なければならない。

附則

第 1 条 この会則は昭和 48 年 10 月 31 日から実施する。

第 2 条 改正 この会則は昭和 62 年 7 月 31 日から実施する。

第 3 条 改正 この会則は平成 4 年 7 月 24 日から実施する。

第 4 条 改正 この会則は平成 6 年 5 月 30 日から実施する。

第 5 条 改正 この会則は平成 14 年 7 月 8 日から実施する。

第 6 条 改正 この会則は平成 17 年 8 月 30 日から実施する。

第 7 条 改正 この会則は平成 24 年 11 月 7 日から実施する。

第 8 条 改正 この会則は平成 26 年 10 月 1 日から実施する。

第 9 条 改正 この会則は令和 2 年 10 月 1 日から実施する。